

「日本健康相談活動学会誌」投稿規程

1. 投稿者

投稿者は共著者を含め、すべて一般社団法人日本健康相談活動学会会員であること。なお、ただし編集委員会から依頼した原稿はこの限りでない。なおここで言う会員とは、一般社団法人日本健康相談活動学会定款第7条に基づく「社員・学生社員」を指す。

2. 原稿の著作権

- 1) 本誌に掲載された原稿の著作権は一般社団法人日本健康相談活動学会に帰属する。
- 2) 論文の著者は論文を投稿する際に著作権譲渡承諾書を提出する。なお、共著者がいる場合は、論文の筆頭者が著作権譲渡承諾書を提出する。

3. 研究倫理の遵守

- 1) 投稿者は、一般社団法人日本健康相談活動学会倫理綱領を遵守する。投稿にあたっては、対象者の同意や所属機関の承認を得るなどのプライバシーに配慮すること。論文内容が倫理的配慮を必要とする場合は、方法に倫理問題について記載すること。
- 2) 論文誌に掲載された記事内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。また、生成AIを使用した場合は、その名称・使用方法（プロンプト等）、本文のどの部分に使用したかを必ず開示する。

4. 投稿上の注意及び原稿の種類

- 1) 原稿は、健康相談活動・健康相談に関する研究（養護教諭としての資質・能力の向上並びに、健康相談活動・健康相談の学術研究の振興につながり、子どもたちの成長と発達に貢献する実践、養成教育、現職研修など）の進展に寄与するものであること。
- 2) 投稿論文の内容は他の出版物（国内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないもの（予定も含む）に限る。また、本誌投稿中、他誌への投稿をしてはならない。

3) 同一著者かつ同一テーマでの投稿は、先行する原稿の審査が終了するまでは受け付けない。

- 4) 原稿の種類は、原著、総説、研究報告、実践研究、短報、特別報告、その他とする。それぞれの内容は下記のとおりである。なお、構成については表1・2を参照すること。

【原著（Original Article）】論文のうち、研究そのものが独創的で、新しい知見や理解が論理的に示されており、健康相談活動・健康相談の知見として意義が明らかである論文。

【総説（Review Article）】健康相談活動・健康相談に関する特定のテーマについて多目的に内外の知見を集め、また文献等をレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状況を概説し、考察した論文。

【研究報告（Research Article）】健康相談活動・健康相談の発展に寄与すると認められる研究論文。

【実践研究（Practical Report）】健康相談活動・健康相談に関して研究的にまとめられた実践。

【短報（Research Note）】健康相談活動・健康相談に関する速報性がある貴重な知見を提供している研究報告、あるいは少数のエビデンスに基づく研究報告。

【特別報告】編集委員会が設定したテーマについて執筆した論文であり、編集委員会が査読を行う。

【その他】学会が会員に知らせるべき記事、健康相談活動・健康相談に関する専門書（学術書）の書評、論文の紹介、会員の声等。

- 5) 【特別報告】【その他】以外の使用言語は、日本語または英語とする。

39 5. 投稿手続きと送付先

- 40 1) 原稿は、正論文と副論文に分けて、表紙、要旨、本文、図表を全てまとめて一つの PDF ファイルにし、日本健
41 康相談活動学会のホームページの学会誌論文投稿フォームより投稿する。
- 42 2) 原稿は、正論文(編集委員会保存用)と副論文(査読用)の 2 部を用意する。副論文は、査読用なので、謝辞
43 や付記(著者が特定されるような記載)を抜く。また表紙については、別紙「執筆要領」を参照する。なお、投稿
44 の際は、次の3点を PDF ファイルにし、論文とともに学会誌論文投稿フォームより送付する。
- 45 •著作権譲渡承諾書(投稿者全員の直筆記名のもの)
 - 46 •査読費を振込んだことが確認できるもののコピー
 - 47 •投稿時のチェックリスト(投稿者の直筆記名のもの)
- 48 3) やむをえない事情により、学会誌論文投稿フォームより投稿できない場合、原稿は封筒の表に「日本健康相談
49 活動学会誌原稿」と朱書し、学会事務局宛の郵送記録が残る方法(書留、郵パック等)で郵送する。

50 6. 原稿の受付及び採否

- 51 1) 原稿の受付は随時受付とする。
- 52 2) 原稿の採否および種別は、2名の査読を経て編集委員会が決定する。査読意見が分かれた場合には、
53 第3査読者を立てる。査読は最大3回までとし、必要に応じて編集委員会がコメントを付すことがある。
- 55 3) 編集委員会の審査により返送され、再提出を求められた原稿は、指定された締め切り期日までに再投
56 稿すること。期日を過ぎて再投稿された原稿は、新規受付として、次号においてとり扱われる。
- 57 4) 編集委員会の判定により、論文の種類の変更を著者に勧めことがある。
- 58 5) 査読結果は、投稿者に電子メールにより知らせる。
- 59 6) 投稿された原稿は、理由の如何を問わず返却しない。

60 6. 採択後の手続き

- 61 1) 査読を終了した最終原稿は、WordまたはExcelファイルでメールにて提出する。
- 62 2) 英文は、専門業者のネイティブチェックを受け、その証明書を提出する。
- 63 3) 著者校正は1回とする。ただし校正の際の加筆は原則として認めない。

64 7. 掲載について

- 65 1) 学会誌の発刊は年2回(1号・2号)とする。紙媒体の学会誌の郵送は、1号と2号を併せて年1回とする。
- 67 2) 投稿論文は、受理された後J-STAGE上で随時公開する。

68 8. 著者が負担すべき費用

- 69 1) 掲載料 規定頁数を超過した分については、必要経費を著者負担とする。超過稿は1頁8,000円とする。
- 71 2) 原著、総説、研究報告、実践研究、資料、その他など、編集委員会から依頼した原稿以外の投稿に際して
72 は、査読のための費用として、7,000円を下記口座に振込む。投稿の際には、振込が確認できるもののコピー
73 をPDFファイルにて送付する。なお、やむを得ない理由で振込が確認できるもののコピーを送信できない場合
74 には、学会事務局宛に郵送する。

75 【振込先】 ※依頼人名は筆頭者名とする。ゆうちょ銀行 記号: 10190 番号: 44899141

76 加入者名: 日本健康相談活動学会 編集委員会 (ニホンケンコウソウダンガッジンカイ ベンシュウイインカイ)

77 ※他の金融機関のATMからお振り込みの場合

78 店名：〇一八（ゼロイチハチ）店 店番：018 預金種目：普通預金 口座番号：4489914

79 加入者名：日本健康相談活動学会 編集委員会（ニホンケンコウソウダンガクドウガッカイ ベンシュウイインカイ）

80 3) 別刷料 すべて実費を著者負担とする。また、請求書は発送時に同梱するので、各自で入金すること。

81 別刷り代金（税別）本文16頁まで

82 50冊まで ¥5,000ー、51冊～ @90ー

83 例）80冊の場合、5,000+30×@90で7,700円。

84 4) その他 図表等、印刷上特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

85 付則 この規程は2005年2月26日から施行する。

86 付則 この改正規程は2006年2月18日から施行する。

87 付則 この改正規程は2007年2月18日から施行する。

88 付則 この改正規程は2008年3月2日から施行する。

89 付則 この改正規程は2009年3月1日から施行する。

90 付則 この改正規程は2011年2月20日から施行する。

91 付則 この改正規程は2014年4月1日から施行する。

92 付則 この改正規程は2015年3月1日から施行する。

93 付則 この改正規程は2016年3月6日から施行する。

94 付則 この改正規程は2017年1月22日から施行する。

95 付則 この改正規程は2018年3月4日から施行する。

96 付則 この改正規程は2019年3月3日から施行する。

97 付則 この改正規程は2020年2月23日から施行する。

98 付則 この改正規程は2020年10月25日から施行する。

99 付則 この改正規程は2021年3月28日から施行する。

100 付則 この改正規程は2022年6月26日から施行する。

101 付則 この改正規程は2022年11月12日から施行する。

102 付則 この改正規程は2023年7月6日から施行する。

103 付則 この改正規程は2023年10月1日から施行する。

104 付則 この改正規程は2023年12月3日から施行する。

105 付記 この改正規程は2024年3月30日から施行する。

106 付記 この改正規程は2024年10月19日から施行する。

107 付記 この改正規程は2026年1月6日から施行する。